

交通事故傷害保険のしおり (契約概要・注意喚起情報)

本書面を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承ください。
また、本書面は大切に保管ください。

※本書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
保障内容等についてご不明な点はカーディフ損害保険株式会社(以下「保険会社」と記載します)までお問い合わせください。

※使用する用語の説明は最後のページに掲載しています。

【注意】NISAを利用して投資信託を購入されなかった場合は、この保険契約の被保険者とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

契約概要

保険契約の内容をご理解いただくために、特に重要な事項が記載されています。

1. 商品のしくみ

この保険契約は銀行等金融機関(以下「金融機関等」といいます。)を被保険者とし、保険契約者である金融機関等で、交通事故傷害保険付のNISAで投資信託を金融機関所定の要件でご購入されたお客さま(NISA口座の契約者)を被保険者とする団体保険契約*1です。

*1 保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利、また、保険会社との間の契約条件を決定・変更する権利は、保険契約者である金融機関等が有します。

保険の種類	交通事故傷害保険
契約者	三井住友信託銀行
被保険者(加入者)	NISAで投資信託を購入された*2お客さま *2 ご加入いただける被保険者の範囲等はパンフレット等をご確認ください。
保険金の額	入院:1日につき2,500円 手術:①入院中の手術 25,000円 ②①以外の手術 12,500円
保険金受取人	被保険者
保険料	保険契約者である金融機関等が負担
保障の開始	投資信託の受渡日*3の属する月の翌月1日0時(加入期間の初日)から *3 ご加入要件に最初に該当した受渡日です。また、受渡日の属する同一の暦年にこの保険に複数加入することはできません。
保障期間	1年(加入期間の初日の1年後の応当日0時まで)
保障の終了	次のいずれかに該当した場合、保障は終了します。 ● 保障期間が終了したとき ● 交通事故傷害保険付のNISA口座を解約したとき(保障の終了日は、解約日の属する月の末日となります。)なお、簡易開設後、税務署によりその開設が非承認になったのちに課税口座を解約したときを含む。 ● 被保険者が亡くなられたとき ● 保険契約者の事情により保障を終了するとき
配当金	無
解約返戻金(脱退時)	無

注1:上記にかかわらず、NISA口座の簡易開設により、投資信託の同日買付けをされたお客さまは、後日NISA口座が非承認となった場合でも、上表[*2]の「ご加入いただける被保険者の範囲」の要件を満たした場合には、被保険者(加入者)となります。

注2:上記にかかわらず、同一の非課税年度内に「注1」に該当する事例が複数回発生した場合には、その最後に「注1」に該当した事例の投資信託の受渡日の属する月の翌月1日午前0時から1年後の応当日の午前0時をもって保障期間の終了とします。その場合でも、入院保険金および手術保険金の額は、重複せず、増額されないものとします。

2. 保障内容

被保険者が、日本国内・国外で次の交通事故による傷害(ケガ)で、「入院」または「手術」した場合に保険金支払いの対象となります。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状を含みます。

- ① 自動車・電車・バイク・自転車・飛行機など交通乗用に乗っている時のケガ
- ② 道路通行中に自動車・電車・バイク・自転車など交通乗用具に接触したときのケガ
- ③ 駅の改札口の内侧でのケガ
- ④ 道路通行中の工作用自動車(作業機械としてのみ使用されるもの)との衝突、接触等、または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によるケガ
- ⑤ 交通乗用具の火災によるケガ

① いずれも、「急激かつ偶然な外来の事故*4」によるケガである場合に限ります。

*4 急激かつ偶然な外来の事故:「急激」とは、突発的に発生すること。つまり原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で、時間的間隔がないことを意味する。「偶然」とは、予知できない出来事であること。「外来」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故の例:交通事故、駅の構内で転倒 など。

【注意】「死亡・後遺障害」、「通院」、「疾病(病気)」は保障の対象ではありません。

保険金が支払われる場合

入院保険金	対象となる交通事故傷害の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院したとき、1日*5につき所定の入院保険金日額。 ① 入院保険金が支払われる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金を支払いません。 *5 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院期間に対しては、入院保険金を支払いません。
	対象となる交通事故傷害の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、治療のために手術を受けたとき。 ① 入院中に受けた手術の場合:入院保険金日額×10 = 手術保険金の額 ② ①以外の手術の場合:入院保険金日額×5 = 手術保険金の額 ③ 1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

保険金が支払われない場合

- ① 次のいずれかの事由によって生じた傷害については、保険金をお支払いしません。
 - 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等服用時の運転中に生じた事故
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産、流産
 - 被保険者に対する外科的手術やその他の医療処置によって被った傷害(ただし、保険会社が保険金を支払うべき傷害を治療する場合は、保険金をお支払いします)
 - 戦争、暴動等(ただし、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約付帯により、テロ行為は除く)
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質等の有害な特性による事故
 - 交通乗用具による競技中(競技に準じるものおよび練習中を含みます。)の事故
 - 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者、またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故
 - 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故
 - グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故
 - 職務として次に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故。
 - (1) 交通乗用具への荷物等の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等の整理作業
 - (2) 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業
- ② 被保険者が頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものは、当該症状がどのような原因によるものでも、保険金をお支払いしません。
- ③ 靴ずれ、しもやけ、各種職業病など、「急激かつ偶然な外来」の条件を欠く傷害については、保険金をお支払いしません。

【注意】被保険者が上記保険金が支払われる場合の傷害を被ったときに、「既に存在していた身体の障害・疾病」や「当該傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害・疾病」の影響により、保険金をお支払いする傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

【注意】正当な理由がなく、被保険者が治療を怠ったまたは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために上記保険金をお支払いする傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

3. 保険金の請求(事故発生時の手続き)

被保険者が保険金をお支払いする場合に該当されたときは、事故の日からその日を含めて30日以内に保険会社へご通知ください。

(1) 保険金請求書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人*6を含む)に、次の書類のうち、お支払いする保険金の種類に応じて保険会社が求めるものをご提出いただけます。

- 保険金請求書、当会社の定める傷害状況報告書、公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書、傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書、入院日数を記載した病院または診療所の証明書類、被保険者の印鑑証明書、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)、その他、保険金の支払いに必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類

(2) 代理請求人制度

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者に代理人がないときは、次のいずれかの方がその事情を示す書類をもってその旨を申し出ていただくことにより、被保険者の代理人として保険金を請求できます。

次の条件に該当する方にも、この保険の内容および代理請求制度についてご説明ください。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限る)
- ② ①の方がいない場合、または①の方に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②の方がいない場合、または①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

【注意】代理請求をされた方に保険金をお支払いした場合、その後被保険者からその保険金についてご請求を受けても、重複してはお支払いしません。

(3) 保険金の支払時期

請求の手続きが完了した日を含めて30日以内に保険金の支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、確認に特別な照会または調査が必要となり30日以内に支払いができないときは、その確認する事項と確認を終える時期を通知します。

【注意】正当な理由がなく、事故のご連絡がない場合、保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

【注意】被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人*6を含む)が所定の書類を提出されないと、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いしません。

*6 代理人:法定代理人または被保険者から保険金の請求を委任された第三者の方をいいます。

注意喚起情報

保険契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項が記載されています。

1. お申込の撤回等

この保険契約は、金融機関等が保険契約者となり保険料を負担する団体保険契約のため、保険契約の申し込みの撤回または保険契約の解除(クーリング・オフ)の適用対象となりません。

2. 契約の無効・取り消し

- 保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約をした場合は、ご契約が無効になることがあります。
- 契約が詐欺または強迫によって締結された場合は、その契約が取り消されることがあります。

3. 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約が解除されることがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力等に該当すると認められた場合。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

【注意】①から⑤までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したその傷害に対しては、保険金は支払われません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

「契約概要」でご確認ください。

5. 引受保険会社が経営破綻した場合

万一引受保険会社が経営破綻した場合、保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、破綻時の引受保険会社の財務内容により保険金の額が削減されたりする場合があります。保険金のお支払いは、損害保険契約者保護機構により補償されます。その補償割合は破綻後3か月以内に発生した保険事故については100%、3か月経過後に発生した保険事故については80%となります。詳細はカーディフ損害保険株式会社カスタマーサービスセンターまでお問合わせください。

6. 個人情報の取り扱い

この保険契約のご加入には、以下の個人情報の取り扱いについてご同意いただく必要があります。

①本契約に際して取得した個人情報は、保険契約者である金融機関等(以下「保険契約者」といいます。)が取得し、保険契約者が本保険契約を締結する保険会社(共同保険引受会社を含みます。以下同じ。)に提供します。また、保険会社は、本保険契約の対象となる保障付金融商品の契約金額・契約期間等のお取引内容に関する個人情報について、保険契約者から提供を受けこれを取得します。②保険契約者は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのため利用します。また本保険契約の加入可否結果を保障付金融商品のご加入に際して利用することがあります。保険会社は、お客さまの個人情報を、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、その他保険事業に関連・付随する業務に限り利用します。③機微(センシティブ)情報である人種、民族、信条、門地、本籍地、保健医療、性生活、犯罪経歴、または労働組合への加盟に関する情報については、保険業法施行規則にもとづき、保険事業の適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。保険会社は、これらの情報については、限定されている目的以外では取得、利用いたしません。④保険会社は、引受リスクを適

切に管理するために再保険(再々保険以降の再保険を含みます。)を利用することがあります。そのため、再保険引受会社における本保険契約に関する再保険の引き受け、継続・維持管理、再保険金等支払いに利用することを目的として、これらの業務遂行に必要な被保険者の個人情報(氏名、性別、生年月日、保険金額等の保険契約内容に関する情報、および保険契約に関する引き受けおよび損害調査時に利用する告知書記載事項を含む保健医療等の機微(センシティブ)情報等)ならびに保険会社における支払結果を再保険引受会社に提供することがあります。⑤保険会社は、加入可否結果等保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。⑥今後、保障付金融商品の契約金額・契約期間等、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。⑦カーディフ損害保険株式会社(以下「当社」といいます。)が取得したお客さまの個人情報は、当社と個人情報を共同利用するカーディフ生命保険株式会社が取得・利用することがあります。その際、保健医療等に関する機微(センシティブ)情報は、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務上必要な範囲で取得・利用します。⑧保険会社におけるお客さまの個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取扱いならびに共同利用についての詳細は、ホームページ<https://nonlife.cardif.co.jp/>にて、ご確認ください。

7. 引受保険会社、相談窓口

引受保険会社 カーディフ損害保険株式会社

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー9階

相談窓口

保障内容についてご不明な点や、ご請求については、下記にご連絡ください。
カーディフ損害保険株式会社 カスタマーサービスセンター
TEL 0120-223-628 受付時間 9:00~18:00 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)

指定紛争解決機関

カーディフ損害保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。カーディフ損害保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、下記に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン

TEL 03-5425-7963 受付時間9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始等休) ※詳細は保険オンブズマンのホームページ(<https://www.hoken-ombs.or.jp/>)をご覧ください。

用語のご説明

このしおりで使用用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 被 保 険 者 この保険の対象となる方(保障の対象となる方)のこと。
- ② 入 院 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること(いわゆる、日帰り入院を含みます。)
- ③ 手 術 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のこと。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」「抜歯手術」を除きます。また、先進医療に該当する診療行為のうち、一定の要件を満たしたものを含みます。
- ④ 保 険 金 万一事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保障額のこと。
- ⑤ 保 障 期 間 ご加入いただいた保険契約で保険会社が被保険者に対して保障する期間のこと。
- ⑥ 法定相続人 民法で定められている、亡くなった方の財産を相続する権利を有する方のこと。
- ⑦ 運 行 中 交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
- ⑧ 交通乗用具 ① 軌道上を走行する陸上の乗用具(汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いすり付リフト)、② 軌道を有しない陸上の乗用具(自動車、スノーモービル、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人・動物・他の車両にけん引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車)、③ 空の乗用具(飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等、ジャイロプレーン)、④ 水上の乗用具(船舶、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート)、⑤ その他の乗用具(エレベーター、エスカレーター、動く歩道)
※①~⑤について、次のものは除きます。ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊戯施設、ロープウェイ、ティーパブリック等座席装置のないリフト等、作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード等、ペダルのない二輪遊具等、ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等、幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等、立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等